

感染症確認依頼書

保護者殿

平成 年 月 日
保育園

厚生労働省のガイドラインに準じて、下記の登園基準をご確認いただき、診断を受けて下さい。
この用紙は、受診して確認いただいた診断名を保護者の方が記入され、登園時ご持参下さい。
尚、登園の目安は、お子様の全身状態が良好であることが基準となります。

<主な感染症の登園基準>

病名	登園基準
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間経過してから
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	嘔吐・下痢症状が治まり普段の食事ができ、医師が許可してから
ウイルス性肝炎	症状が改善し医師が登園可能と判断してから
手足口病	症状が改善し食事が摂れれば登園可能
りんご病（伝染性紅斑）	症状が改善し元気があれば登園可能
ヘルパンギーナ（夏風邪症候群）	発熱・口腔内の症状が影響なく普段の食事が摂れること
マイコプラズマ肺炎	発熱・激しい咳が治まり医師が登園可能と判断してから
RSウイルス感染症	呼吸器症状がなく、全身状態が良く医師が登園可能と判断してから
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良好であること
水いぼ（伝染性軟屬腫）	搔きこわし傷から滲出液が出ている時は被覆する事
とびひ（伝染性膿瘍）	皮疹が乾燥または湿潤部位が被覆できる程度の時

感染症確認証

保育園 園長殿

()組 園児()は 月 日
医療機関「 」で、以下のように診断されました。

感染症：該当する病気に○を付けてください。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 溶連菌感染症 | 2. 感染性胃腸炎 | 3. ウィルス性肝炎 |
| 4. 手足口病 | 5. りんご病 | 6. ヘルパンギーナ |
| 7. マイコプラズマ肺炎 | 8. RSウイルス感染症 | 9. 帯状疱疹 |
| 10. 突発性発疹 | 11. 水いぼ | 12. とびひ |
| 13. その他() | | |

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので、 月 日
より登園いたします。

平成 年 月 日お届けいたします。

保護者()

(印)